

# 納税管理人申告（承認申請）書

令和 年 月 日

南風原町長 様

(納税義務者)

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

※マイナンバーカード、運転免許証等の写しを併せてご提出下さい。

下記のとおり納税管理人を（ 設定 変更 廃止 ）しましたので届け出ます。

税目	1. 町県民税 2. 軽自動車税 3. 固定資産税 4. 国民健康保険税			
新納税管理人	住 所			電話番号
	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日		職 業
旧納税管理人 <small>※新たに納税管理人を設定する場合は記入不要です。</small>	住 所			電話番号
	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日		職 業
申 請 理 由	1. 成年後見人のため 2. その他 ( ) ※成年後見人の場合は、この申請書を国民健康保険被保険者証の送付先変更申請にも使用します。			

上記納税義務者の納税管理人の申請を承諾します。

令和 年 月 日

(納税管理人)

氏 名 \_\_\_\_\_

処理欄	住民税班		資産税班		収納班		保険税班		保険給付班		義務者番号
	担当者	処理日	担当者	処理日	担当者	処理日	担当者	処理日	担当者	処理日	
											共有番号

## 南風原町税条例第25条（町民税の納税管理人）

町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、町内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

## 南風原町税条例第64条（固定資産税の納税管理人）

固定資産税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。